

## 新規指定文化財

## 【彫刻 木造 伽藍神像 四軀】

制作年代 南北朝時代

品質構造 木造 漆箔 彩色 玉眼 (その一)

法 量 像高 その一 42.3 cm その二 37.5 cm その三 66.7 cm その四 67.3 cm

所有者 海蔵寺

(説明)

臨済宗建長寺派海蔵寺薬師堂に安置される四軀の伽藍神像である。伽藍神とは中国で信仰されていた道教的な土着神が仏教に取り入れられたもので、日本においては鎌倉時代以降に禅宗寺院を中心に受容された。

倚像二軀は、目を見開いた瞋怒相で、巾帽を被り外套状の羽織りを伴う道服を着用して、右手を胸前に挙げて経巻を執り、左手を伏せて膝に置く像 (その一) と、瞋怒相で通天冠を被り道服を着用して、胸前で拱手して笏を執る像 (その二) である。立像二軀は、歯を見せて開口し、幘頭を被り、足を左右に開いて直立する像 (その三)、巾帽を被り、右足を大きく前方に踏み出す像 (その四) である。

構造は、いずれもヒノキ材とみられる針葉樹材の寄木造りで、玉眼を嵌入する (頭部が後補であるその二、その三及びその四が現状木眼。玉眼を改造したもの)。倚像二軀は頭体幹部を通して前後二材矧ぎとし、両脚部、両肩以下体側部に各別材を矧ぎ寄せ、像底を削り残して内削りをほどこす。襟際で割首をする (その二も、本来は割首をしていたとみられる)。立像二軀はいずれも、頭体幹部を通して前後二材矧ぎとし、内削り、襟際で割首をほどこす。頭体幹部を通して前後二材矧ぎとする構造や、彩色の下層に布貼りをする丁寧な表面仕上げも共通することから、これらは一具の像とみなしてよいだろう。

その三及びその四の台座底の墨書銘によれば、本伽藍神像は、江戸時代・安永6年 (1777年) の本寺仏殿の再建に際し、建長寺千手堂から本寺へと移されたものであり、また建長寺千手堂に安置される以前は金沢能仁寺に安置されていたという。

金沢能仁寺は現在の横浜市金沢区にかつてあった、関東管領上杉憲方を開基とする寺院である。能仁寺には、かつて静岡県河津町・林際寺地藏菩薩像も安置されており、建長寺を経て現所蔵寺院に移動したことが知られているが、仮にこれが一具であったとすれば地藏菩薩と伽藍神が組み合わされる尊像構成は極めて珍しく、同じ尊像構成をもつ建長寺仏殿の尊像構成 (建長寺の木造伽藍神像五軀は国指定重要文化財。鎌倉時代の制作) を範とした可能性が指摘されている。また林際寺像が建長寺仏殿本尊地藏菩薩像と同じく法衣垂下式の着衣形式である点や、海蔵寺伽藍神その一と建長寺伽藍神その三は、脚部正面に垂らした腰紐にゆるやかな結び目をつくる点などが共通しており、これらは能仁寺の尊像構成が建長寺仏殿の尊像構成の写しである可能性を想起させるものである。

本伽藍神像の制作年代については、かつて同じ能仁寺にあった林際寺地藏菩薩像が参考

になる。その像内墨書銘によれば、林際寺像は仏師上総法眼朝榮の作で、永徳2年（1382年）3月7日に造像を開始し、翌年の4月21日に完成したことがわかり、作者と制作年代が知られる南北朝時代の貴重な基準作である。林際寺像と海蔵寺伽藍神像はいずれもヒノキ材とみられる針葉樹材の寄木造りで、その一像を例にとって比較してみると、両者像底を削り上げて上げ底式にする点や、襟際で割首をする点などの構造が相通じており、また体部の奥行きが深く、頭部が体部よりも前つきになる身体把握などの作風も類似することから、海蔵寺伽藍神像は、南北朝時代、14世紀後半に朝榮周辺で造像されたものと判断してよいと思われる。なお朝榮の作品は、かつては東京都立川市・普濟寺の応安3年（1370年）銘木造物外可什像（元国指定重要文化財）が知られていたが、平成7年（1995年）の火災で焼失している。

各像は、その一及びその二の台座裏墨書銘によると、少なくとも江戸時代の安永6年には、張大帝、大権修理、掌簿判官、感應使者とみなされていた。従神である掌簿判官、感應使者は立像で表され、特に感應使者は、一般に大きく足を踏み出して歩行する姿に表されることから、その四が感應使者に相当するのは間違いない。したがって、その三が掌簿判官に相当するとみなされる。張大帝は、その容貌の特徴がえらのはった四角い顔、大きな目、髯にあるとされており、植毛痕はないが容貌の通じるその一が該当する。近年、張大帝は外套状の上着を着用するという服制上の特徴があることが指摘されており、建長寺の張大帝像と共通してこれが認められるその一が張大帝であることは確実である。したがって、その二が大権修理となる。

このように海蔵寺伽藍神像は、日本における伽藍神像のなかでも最も制作年代が古いとされる、建長寺仏殿内の伽藍神像の模刻像であると考えられ、鎌倉地方における伽藍神像の受容と展開、及び建長寺派の伸長を考察するうえで重要な作例であることから、鎌倉市指定有形文化財にふさわしい作品と考えられる。



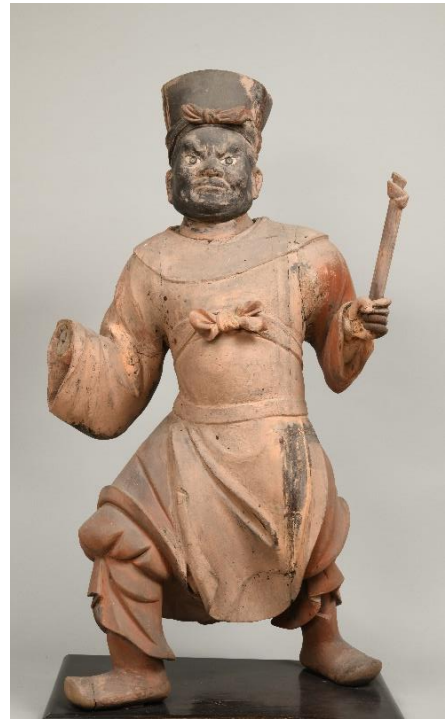
その一（張大帝）



その二（大権修理）



その三（掌簿判官）



その四（感応使者）

【古文書 報国寺文書 一括】

数量計 340 点

製作年代 延慶元年(1308年)※写し～明治37年(1904年)

所有者 報国寺(鎌倉国宝館寄託)

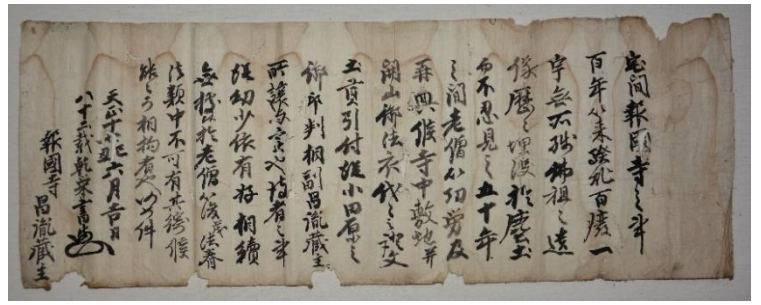
報国寺文書は、功臣山報国寺に伝来した中世から近世・近代の文書群である。

報国寺は天岸慧広を開山として建武元年(1334年)に創建された、臨済宗建長寺派の寺院。浄明寺宅間谷に位置し、五山十刹に次ぐ諸山に列せられている。開基を足利家時とするものもあるが、『報国寺記』(『鎌倉市史 史料編』の翻刻による)では、上杉重兼と記される。境内には、開山天岸慧広の塔所休耕庵や、虎溪元義の塔所萬休庵があったほか、江戸時代に製作された「報国寺境内絵図」(鎌倉市指定文化財、報国寺蔵/鎌倉国宝館寄託)によれば、さらに多くの塔頭があったという。度重なる戦乱により荒廃し、天文年間までに建長寺末となったが、天文から天正年間にかけて住持洋乎乾栄によって再興が図られた。この時、建長寺龍源軒の支配となっていた寺の敷地半分が返付され、仏殿や客殿、惣門が復興されている。江戸時代には建長寺の末寺として寺勢を維持し、歴代将軍の寄進を受けている。

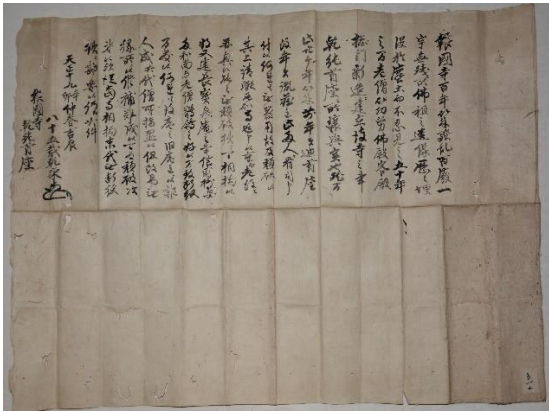
本指定では、すでに重要文化財に指定されている弘安9年(1286年)の「天岸慧広度牒」「天岸慧広戒牒」や『東帰集』、鎌倉市指定文化財に指定されている「報国寺境内絵図」等を除く、鎌倉国宝館寄託分の計340点が対象となる。このうち最も古い史料は延慶元年(1308年)12月22日付の太政官符写(円覚寺文書の写)、最も新しい史料は明治37年(1904年)の帳簿で、中世から近代に及ぶ豊富な史料を有する。当文書群には、報国寺領に関する応永元年(1394年)の「道高(上杉能俊)寄進状案」や「休耕庵寺領注文」、報国寺の歴史を記した『報国寺記』、北条氏康の印判状などの中世文書をはじめ、江戸幕府歴代将軍の寄進状や公帖、種々の回向文などの近世文書が含まれ、報国寺の寺史研究や鎌倉の禅宗寺院の動向、ひいては武家政権と都市鎌倉の関係を知る上で欠くことのできない重要な史料群である。



報国寺記(年月日未詳)



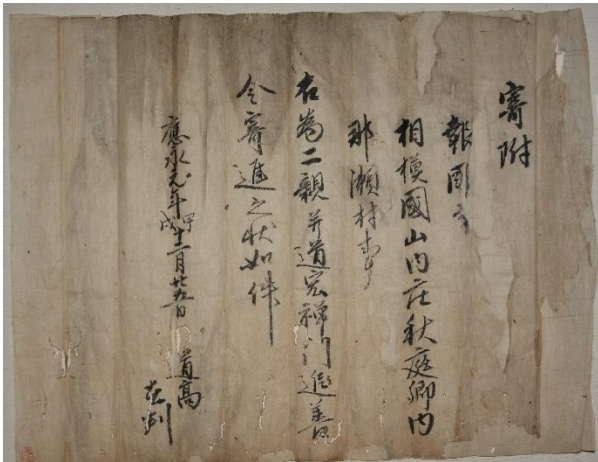
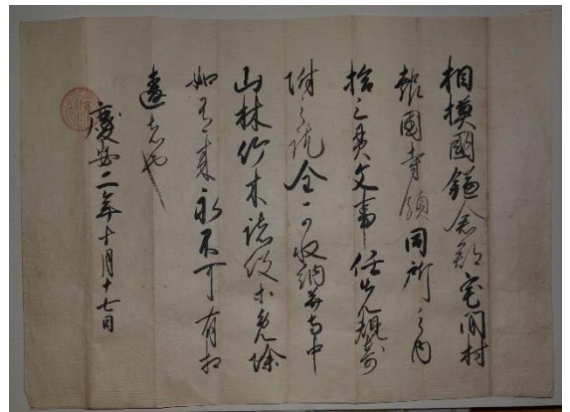
洋乎乾榮讓状 天正 17 年 (1589) 6 月日



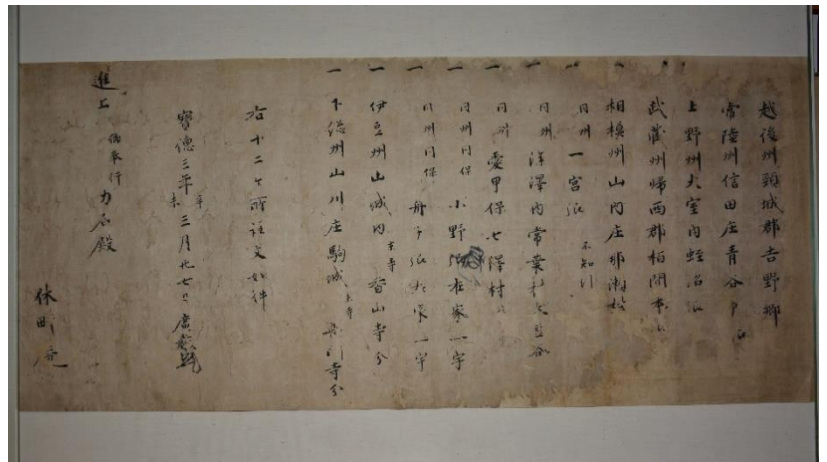
洋乎乾榮讓状 天正 19 年 (1591) 2 月日



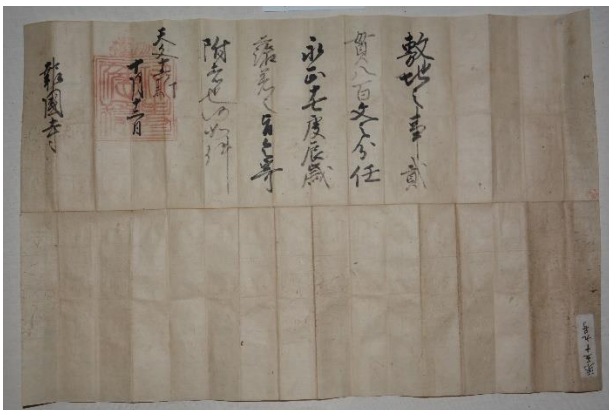
徳川家光寺領寄進状 慶安 2 年 (1649) 10 月 17 日



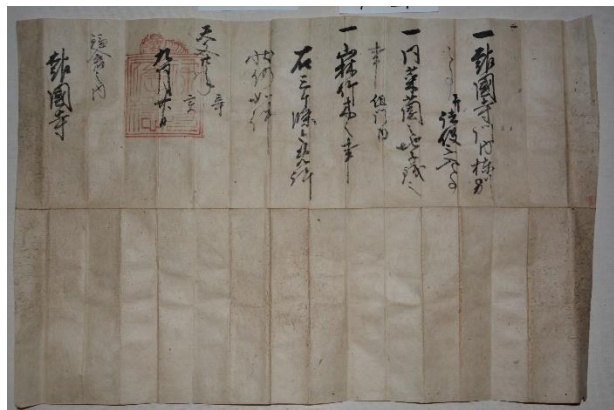
道高(上杉能俊)寄進状案 応永元年 (1394) 12 月 25 日



休暉庵寺領注文 宝徳 3 年 (1451) 3 月 27 日



北条氏康印判状 天文 16 年 (1547) 10 月 12 日



北条氏康印判状 天文 20 年 (1551) 9 月 20 日

## 指定を解除する文化財

### 1 英勝寺のワビスケ

(1) 名称

英勝寺のワビスケ

(2) 区分

天然記念物

(3) 指定年月日

昭和 38 年 7 月 17 日

(4) 経過

令和 5 年 3 月 所有者から枯損の可能性があるとの連絡があったため、職員で現地確認を行った。

令和 5 年 5 月 市文化財専門委員が現況を視察。枯死していることを確認。

令和 5 年 10 月 滅失届提出。



指定時の状況



5月の状況 1



5月の状況 2

## 2 鎌倉宮のオガタマノキ

(1) 名称

鎌倉宮のオガタマノキ

(2) 区分

天然記念物

(3) 指定年月日

昭和 47 年 12 月 12 日

(4) 経過

令和 5 年 6 月 所有者から枯損の可能性があるとの連絡があり、文化財課職員が現地で一部の枝の先端のみ葉が残っている状況を確認。

令和 5 年 7 月 市文化財専門委員が現況を視察。  
葉がほとんど残っておらず、幹の亀裂や樹皮の剥落、根元のキノコ類の発生があることから、樹勢の回復が望めないことを確認。

令和 5 年 11 月 文化財課職員が現地を再確認。市文化財課専門委員が写真を確認し、わずかに残っていた葉も全て落ち、樹皮の状況も 7 月から状況が変化していないことを確認。

令和 5 年 11 月 滅失届提出。





指定時の状況



7月の状況2（株元）



7月の状況1



11月の状況